

第4章 計画の推進

本計画を推進するための組織体制、各主体の役割、作業内容などを以下に示します。

4.1 沖縄県の計画推進体制

沖縄県は、本計画の目標達成に向けた施策、取組みを円滑に推進するため、図4.1.1に示した「総合沿岸域管理計画 行政連絡会」とその下部組織である「総合沿岸域管理計画 行政連絡会 幹事会」を設置し、以下の作業を必要に応じて実施していきます。

(1) 総合沿岸域管理計画 行政連絡会

1) 組織構成

農林水産部、土木建築部、文化観光スポーツ部、環境部などのほか、必要に応じて学識経験者などの関係者の参加についても検討します。

2) 所掌事務

「沖縄県総合沿岸域管理行動計画(アクションプラン)」の策定、公表、進捗管理、評価、見直し、情報の共有化・一元化の実施方法などの詳細な検討を行います。

また、「地域(市町村)総合沿岸域管理 推進協議会(仮称)」や「地域(市町村)総合沿岸域管理計画(仮称)」の策定状況・進捗確認、情報提供・協力・連携・推進・支援の実施方法などについても詳細な検討を行います。

(2) 総合沿岸域管理計画 行政連絡会 幹事会

1) 組織構成

農林水産部、土木建築部、文化観光スポーツ部、環境部などのほか、必要に応じて学識経験者、NPO、事業者などの関係者の参加についても検討します。

2) 所掌事務

「総合沿岸域管理計画行政連絡会」サポートのための行政連絡会に付議すべき事案の協議・調整の実施方法などの詳細な検討を行います。

(3)「沖縄県総合沿岸域管理行動計画(アクションプラン)」の策定

当該連絡会では、アクションプランの策定に向けて以下の作業を必要に応じて実施します。

①施策抽出

本計画の目標達成に向けた各施策は、『沖縄21世紀ビジョン実施計画』からの抽出であることから、施策抽出の再検討を行います。

②施策内容

施策の実施主体と詳細な施策内容の確認(年間の作業項目及びスケジュール、事業継続年数、事業位置及び事業箇所、事業費など)を行い、本計画の目標との整合性や施策としての妥当性を評価します。また、本計画の施策としてふさわしいものに対しては、それをどのように本計画のモデル地域などで実施していくかを検討します。さらに、当該施策だけでは本計画の目標を達成することが困難と判断された場合には、新規施策の提案や第3章で示した「今後必要と考える取組み」などについても詳細な検討を行います。

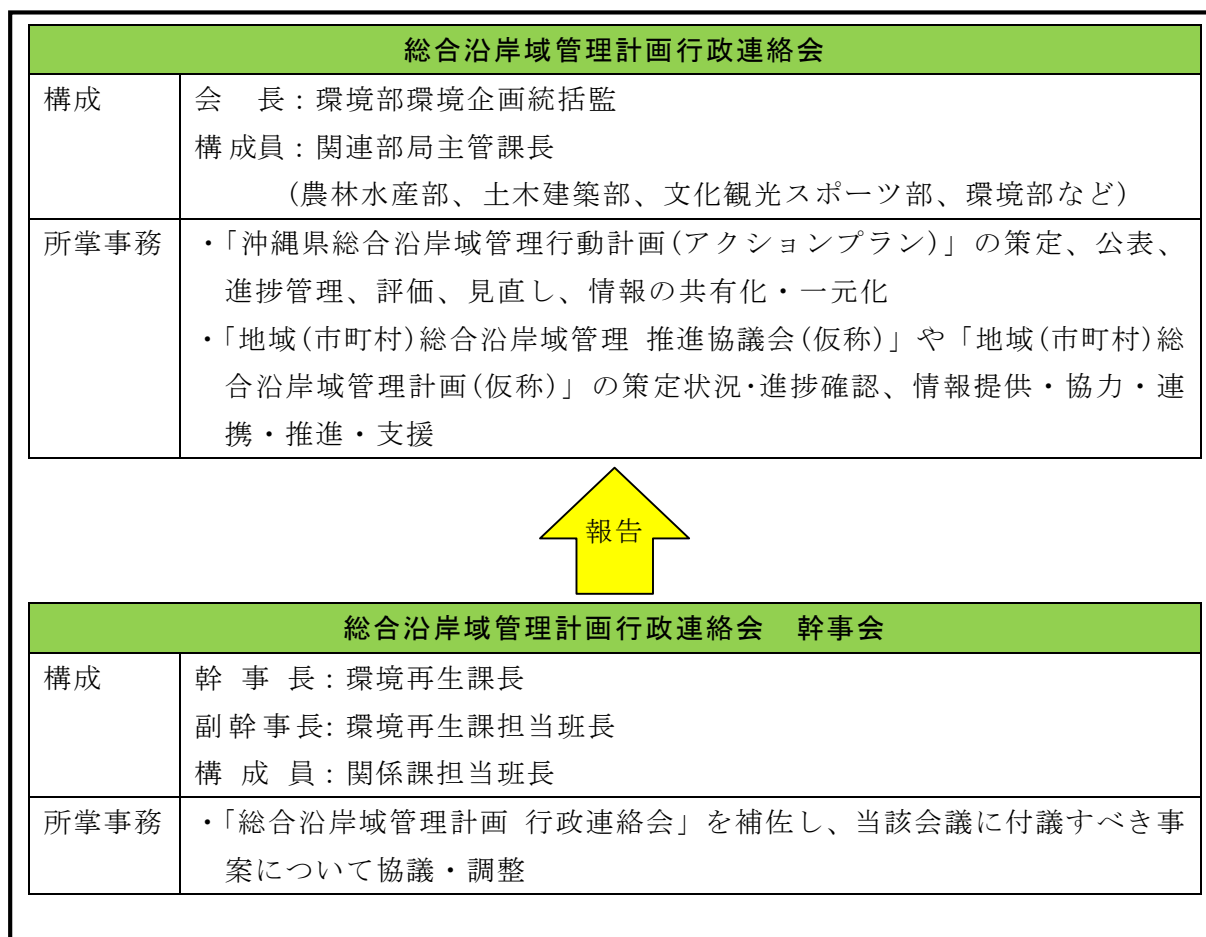


図 4.1.1 沖縄県の推進体制(案)

4.2 地域（市町村）の計画推進体制

本計画を推進するための組織体制(案)を図 4.2.1 に示します。

沖縄県は、市町村における陸域と海域を一体とした沿岸域のサンゴ礁生態系の総合的な保全・再生及び持続的な利活用の推進を図ることを目的とした「地域(市町村)総合沿岸域管理 推進協議会(仮称)」の設置支援を行います。

また、モデル地域(第 5 章参照)に指定された各市町村は、既存計画等を勘案した上で、「地域(市町村)総合沿岸域管理 推進協議会(仮称)」の設置に向けて、以下の作業を実施します。

(1) 地域(市町村)総合沿岸域管理 推進協議会(仮称)

1) 組織構成

市町村において総合沿岸域管理計画に係る各部局の代表者が協議を行い、本計画の主体となる部局や担当者などの選定等の検討を行います。

また、組織構成員(行政、事業者、NPO、学識経験者、地域住民など)についても検討を行います。

2) 所掌事務

「地域(市町村)総合沿岸域管理計画(仮称)」の策定、進捗管理、評価、見直し、情報の共有化・一元化、沖縄県との協力連携など、本計画による地域づくりの詳細な検討を行います。

また、「地域(市町村)総合沿岸域管理 推進協議会(仮称)」や「地域(市町村)総合沿岸域管理計画(仮称)」の策定状況・進捗確認、情報提供・協力・連携・推進・支援の実施方法などについても詳細な検討を行います。

(2) 「地域(市町村)総合沿岸域管理計画(仮称)」の策定

モデル地域に指定された地域(市町村)では、当該計画の策定に向けて以下の作業を実施します。

① モデル地域の位置付け

当該計画におけるモデル地域の位置付けを行います。

② 施策の効果検証

施策の効果検証を行うため、モデル地域の詳細な対象エリアを設定し、当該エリアの沿岸域のサンゴ礁生態系を劣化させる要因「オニヒトデ・白化・病気」、「赤土等流出」、「水質汚濁」、「漂着ごみ・不法投棄」、「海岸整備・埋立」などの現状をできるだけ正確に把握します。既存のデータだけでは現状が正確に把握できない場合には、必要に応じて現地調査などを実施します。

また、施策の効果検証を行うため、モデル地域の沿岸域のサンゴ礁生態系の持続的な利活用に係る産業など(「漁業」、「観光業」、「伝統的・文化的・自然との触れ合い」)の現状をできるだけ正確に把握します。既存のデータだけでは現状が正確に把握できない場合には、必要に応じて現地調査などを実施します。

なお、現地調査などの事業主体については、県と協議のうえ決定します。

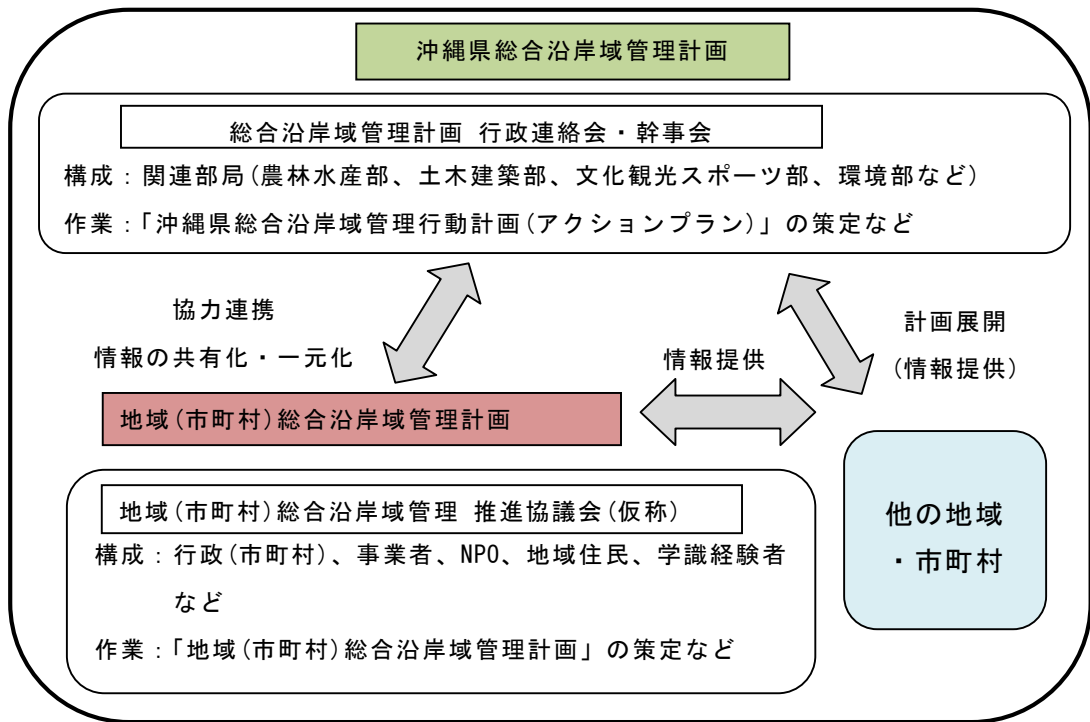


図 4.2.1 計画を推進するための組織体制(案)

4.3 各主体の役割

本計画の目標達成に向けた施策などを円滑に推進・支援する各主体の役割の概要を表4.3.1に示します。

なお、以下の沿岸域とは「沿岸域のサンゴ礁生態系」を指しています。

表 4.3.1 各主体の役割

主体	役割
国	国は、沖縄県及び各主体と連携して本計画に係る行政施策などを推進・支援するとともに、普及啓発活動を行うことが求められます。
沖縄県	沖縄県は、本計画を策定・管理し、地域(市町村)において本計画にもとづいた地域づくりを推進・支援するとともに、施策などの実施による沿岸域の保全・再生や利活用に関する情報を公開し、事業者、NPO、県民への啓発活動を行います。
市町村	市町村は、地域住民や事業者の意識啓発を図り、地域の沿岸域の保全・再生や利活用に係る施策などの実施による地域づくりの推進が求められます。
事業者	事業者は、環境負荷の低減や沿岸域の利用ルールの遵守など、沿岸域に配慮した事業活動を行うことが求められます。
NPO	NPOなどは、沿岸域の保全・再生や利活用に配慮した事業活動をとおして、環境負荷の低減や沿岸域の利用ルールを事業者や住民に普及啓発し、沿岸域の保全・再生及び利活用に係る監視を行うことが求められます。
学識経験者	学識経験者は、沿岸域の状態を科学的に明らかにするため、情報の収集・提供、モニタリングや沿岸域の管理手法を検討し、沿岸域の保全・再生と利活用に係る助言を行うことが求められます。
県民	県民は、一人ひとりが本県の自然、歴史、伝統・文化、産業活動などへの理解を深めるとともに、沿岸域の保全・再生への協力や利活用に係るルールの遵守が求められます。
地域住民	地域住民は、一人ひとりが地域の自然、歴史、伝統・文化、産業活動への理解を深めるとともに、赤土等流出防止、環境負荷の少ない生活スタイルなど、沿岸域の保全・再生への協力や沿岸域の利用ルールの遵守に努め、本計画にもとづいた地域づくりに積極的に参加することが求められます。

4.4 計画の進捗状況の確認、評価及び見直し

平成 25 年度(2013 年度)は本計画を策定し、当該計画推進のモデル地域(「第 5 章」参照)を選定します。

モデル地域は、該当する市町村との「行政連絡会」及び地元住民、事業者、NPO などとの「地域意見交換会」を踏まえて選定します。

平成 25 年度(2013 年度)(1 年目)は、本計画の詳細な施策などを記載した「沖縄県総合沿岸域管理行動計画(アクションプラン)」を策定します。アクションプランでは、同計画で設定する指標にもとづき、28 年度(2016 年度)(4 年目)までの間、施策などの進捗確認を毎年実施します。

その後、平成 29 年度(2017 年度)(5 年目)には「沖縄県総合沿岸域管理計画」と「沖縄県総合沿岸域管理行動計画(アクションプラン)」の中間評価・見直しを行います。

さらに、平成 30 年度(2018 年度)(6 年目)から 33 年度(2021 年度)(9 年目)までの間、施策などの進捗確認を毎年実施し、平成 34 年度(2022 年度)(10 年目:計画最終年度)に計画の最終評価を行います。

なお、見直しについては、計画期間中に本県を取り巻く環境の状況や経済社会情勢の変化に応じて、順応的に対応していきます。また、平成 25 年度以降に本計画の主体となるモデル地域及びモデル地域に選定されなかった地域(以下、「対象地域」といいます。)において「地域(市町村)総合沿岸域管理 推進協議会(仮称)」の設置支援と「地域(市町村)総合沿岸域管理計画(仮称)」の策定を支援します。対象地域は本計画にもとづいた地域づくりを行っていきます。

以上の作業フロー(案)及び工程(案)は図 4.4.1、図 4.4.2 のとおりです。

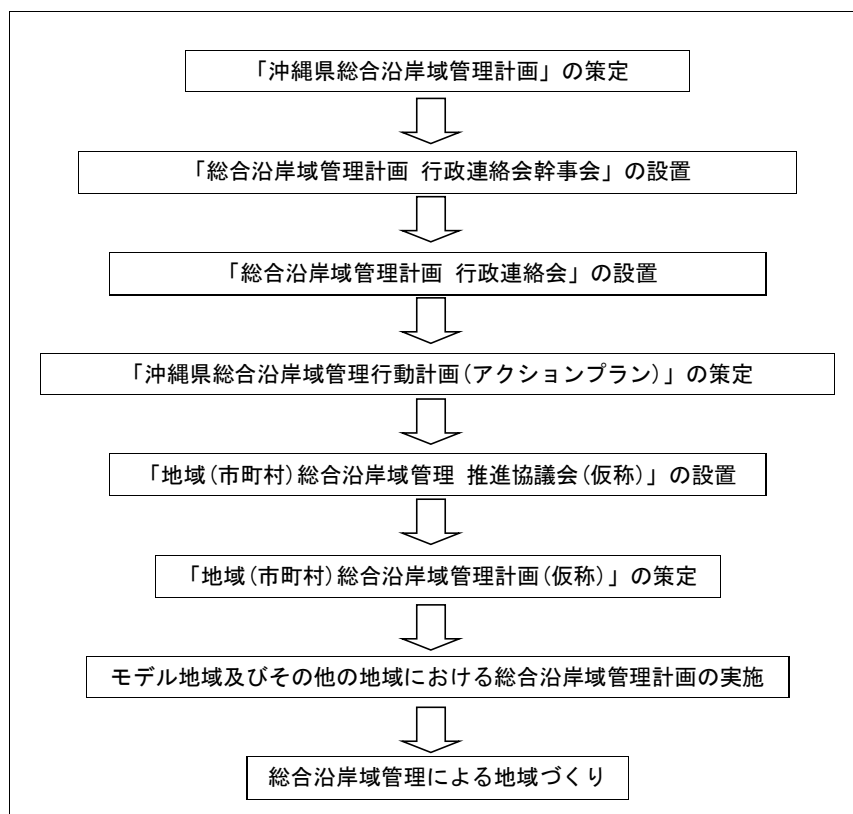


図 4.4.1 本計画に係る作業フロー(案)

作業 年度		沖縄県			沖縄県・市町 村	市町村	
		沖縄県総合 沿岸域管理 計画	沖縄県総合沿岸域 管理行動計画 (アクションプラン)	総合沿岸域 管理計画行 政連絡会	行政連絡会 地域意見 交換会	地域総合 沿岸域管理 推進協議会 (仮称)	地域総合 沿岸域管理 計画 (仮称)
	H24				開催		
前 期	H25 1年目	策定・公表	策定・公表	連絡会設置 開催		協議会設 置	計画策定 (県支援)
	H26 2年目		進捗確認				公表 進捗確認
	H27 3年目						進捗確認
	H28 4年目						
	H29 5年目	中間評価 ・見直し	中間評価 ・見直し				
	H30 6年目		進捗確認				
	H31 7年目						
	H32 8年目						
	H33 9年目						
	H34 10年目	最終評価	最終評価				

図 4.4.2 本計画に係る作業工程(案)

なお、本計画の進捗状況の確認は、図 4.4.3 に示した PDCA サイクルの考え方にもとづき実施していきます。

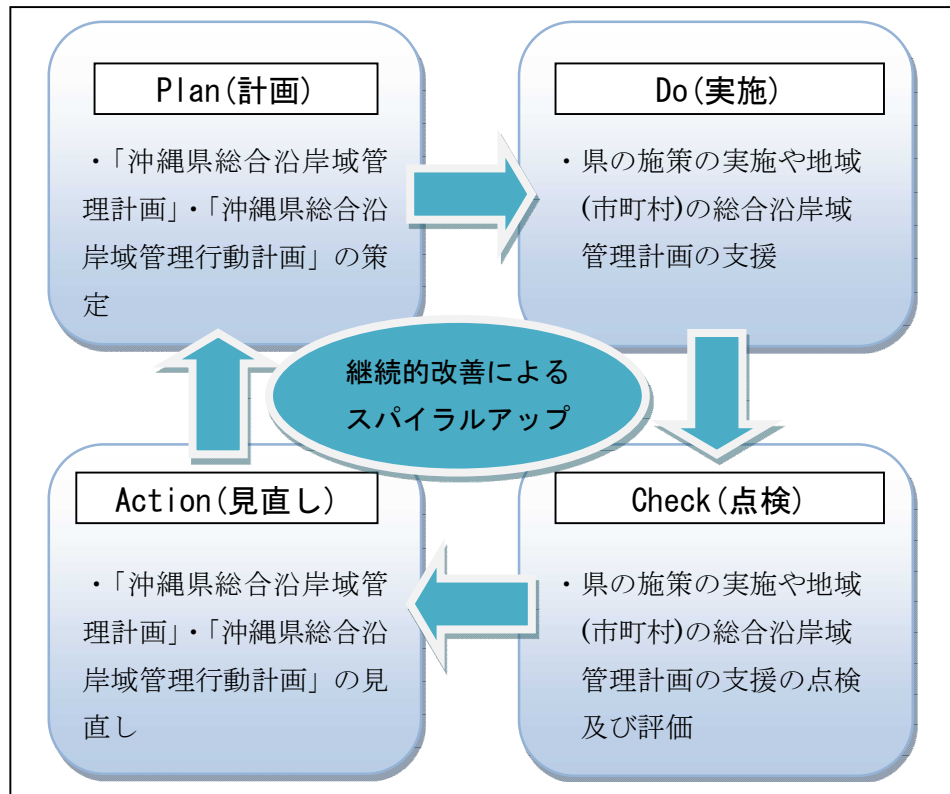


図 4.4.3 本計画の PDCA サイクル

4.5 計画の普及及び意識啓発

本計画の実効性を高めるためには、県民や地域住民が計画の内容を理解し、自主的に沿岸域のサンゴ礁生態系の保全・再生活動や持続的な利活用が行えるように、様々な手段を用いて当該計画の普及を図り、総合沿岸域管理への関心を高めることが重要となります。

そのため、沖縄県は本計画の普及・啓発資材の作成・配布、インターネットなど多様な広報媒体の活用により、県民や地域住民に対して広く周知を図ります。

また、県内の動植物の生息・生育状況などの自然環境情報や赤土等の状況など、様々な環境情報の体系的整備を進め、Web ページや環境白書などを用いて県民や地域住民への情報公開を行います。

さらに、本県の環境保全活動の拠点である「沖縄県地域環境センター」における環境情報・教材の収集、提供を行うとともに、セミナーやワークショップなどの開催をとおして計画の普及や環境保全意識の向上に努めます。

4.6 計画推進のための財政的措置

沖縄県は、本計画に掲げる施策を実施するため、必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めます。その際には、本県を取り巻く環境の状況などを勘案しながら、施策が統合的かつ計画的に推進されるよう適切に対処します。

また、地域(市町村)における総合沿岸域管理を推進・支援するため、必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めます。

4.7 調査研究の推進・監視体制の充実

沿岸域のサンゴ礁生態系の保全・再生及び利活用における課題に対応するため、今後ともサンゴ礁生態系のモニタリングを実施していくとともに、発生メカニズムやサンゴへの影響など未解明な点が多いオニヒトデの生態やサンゴの白化減少、サンゴの病気、赤土等に関する調査研究の取組みを推進します。調査研究に際しては、県内外の様々な研究機関、国や大学など、その他機関との連携を図り、監視観測体制を充実強化します。

4.8 地域づくりのイメージ

本計画による対象地域(対象地域の流域とその沿岸域のサンゴ礁生態系)の地域づくりのイメージは以下のとおりです(図 4.8.1)。

(1) 森林整備

在来動植物が多様に生育・生息する森林があり、かつ、森林からはサンゴ礁生態系に負荷を与える余分な土壌・栄養分が流出しない。

(2) 農産物の収穫

四季をとおした豊かな農産物が収穫でき、かつ、農地からはサンゴ礁生態系に負荷を与える農薬や赤土等が流出しない。

(3) 環境負荷の少ない生活スタイル

集落からはサンゴ礁生態系へ負荷を与える生活排水などが流出しない。

(4) 環境共生型観光

サンゴ礁生態系に負荷を与えず、海水浴、釣り、スキューバダイビング、サーフィン、カヌー、ビーチパーティーなどの海洋レジャーが楽しめる。

(5) 伝統・文化の場

伝統・文化を継承できる活動の場がある。

(6) 環境学習の場

環境学習ができる場所がある。

(7) 憩いの場

地域住民の憩いの場がある。

(8) 漁場環境保全と資源管理型漁業の推進による漁場の持続的利用

漁場環境の保全及び水産資源各種の特性を踏まえた資源管理策を検討、実践することにより、安定した漁業生産を確保する。

(9) 地元の食材の取引

地元で収穫された農産物、水揚げされた水産物が地元で取引できる。

(10) 多自然川づくり

地域の暮らしや伝統・文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育、繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する河川管理が行われている。

(11) 沿岸域の整備

定期的な清掃活動などにより、沿岸域には漂着ゴミなどが存在しない。

外来生物がなくなり、その後は潜在自然植生にもとづいた緑化（その土地本来の植生を再生させる緑化）により、沖縄らしい植生景観が創出されている。また、サンゴ礁生態系の保全・再生及び利活用に配慮した沿岸域利用者のニーズにあった海浜や施設、台風や高潮などに対する護岸・防波堤が整備されている。

(12) サンゴ礁生態系の管理

サンゴ礁生態系は定期的にモニタリングされており、オニヒトデなどによるサンゴの食害、白化現象などによるサンゴの病気に対して速やかに対応できる体制が構築されている。また、沿岸域に堆積した赤土等の土砂も必要に応じて浚渫されている。



図 4.8.1 地域づくりのイメージ